

## 定期巡回・随時対応型訪問看護介護 はやぶさ 料金表 (連携型)

## 【介護保険 1割負担 利用料金】

要介護度	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (1割:円/月)	※1) 日割り減算額 (円/日) 通所サービス併用時	※2) 1日単価 (円/日) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,680	75,790	7,579	62	186
要介護2	10,138	115,000	11,500	111	333
要介護3	16,833	190,940	19,094	184	552
要介護4	21,293	241,520	24,152	233	699
要介護5	25,752	292,100	29,210	281	845

## 【連携先訪問看護費 介護保険 1割負担 利用料金】※3)

要介護度	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (1割:円/月)
要介護1	2,945	29,450.	2,945
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5	3,745	37,350	3,745

## &lt;加算&gt;

	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (1割:円/月)
※4) 初回加算	30 単位	900	30 円
※5) 総合マネジメント体制強化加算	1000 単位	10,000 円/月	1,000 円/月

## ※1) 日割り減算額

通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割り減算します。

## ※2) 1日単価

短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。

## ※3) 連携先訪問看護費

訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

## ※4) 初回加算

利用開始日から起算して30日以内の期間については、初回加算として1日に30単位が加算されます。  
(毎日つきます)

## ※5) 総合マネジメント体制強化加算は以下の算定条件を満たす場合に加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること
- ②地域の医療機関、介護老人福祉施設その他関係施設たいし、指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することの出来る指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置している場合、サービス提供体勢加算（I）（1月につき500単位）を加算できます。

注2 利用者単位数に介護職員処遇改善加算（13.7%）及び新設介護職員等特定処遇加算Ⅱ（4.2%）乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算いたします。

## 定期巡回・随時対応型訪問看護介護 はやぶさ 料金表 (連携型)

## 【介護保険 2割負担 利用料金】

要介護度	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (2割:円/月)	※1) 日割り減算額 (円/日) 通所サービス併用時	※2) 1日単価 (円/日) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,666	75,790	15,158	124	372
要介護2	10,114	115,000	23,000	222	666
要介護3	16,793	190,940	38,188	368	1104
要介護4	21,242	241,520	48,304	466	1398
要介護5	25,690	292,100	58,420	562	1690

## 【連携先訪問看護費 介護保険 2割負担 利用料金】※3)

要介護度	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (2割:円/月)
要介護1	2,945	29,450	5,890
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5	3,745	37,450	7,490

## &lt;加算&gt;

	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (全額:円/月)	利用者負担額 (1割:円/月)
※4) 初回加算	30 単位	900	30 円
※5) 総合マネジメント体制強化加算	1000 単位	10,000 円/月	1,000 円/月

## ※1) 日割り減算額

通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割り減算します。

## ※2) 1日単価

短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。

## ※3) 連携先訪問看護費

訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

## ※4) 初回加算

利用開始日から起算して30日以内の期間については、初回加算として1日に30単位が加算されます。  
(毎日つきます)

## ※5) 総合マネジメント体制強化加算は以下の算定条件を満たす場合に加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること
- ②地域の医療機関、介護老人福祉施設その他関係施設たいし、指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することの出来る指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置している場合、サービス提供体勢加算（Ⅰ）（1月につき500単位）を加算できます。

注2 利用者単位数に介護職員処遇改善加算（13.7%）及び新設介護職員等特定処遇加算Ⅱ（4.2%）乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算いたします。